

第 33 回共同ワーキング・チーム議事概要

(日 時) 令和 7 年 7 月 4 日 (金) 10 時 00 分～11 時 30 分

(場 所) 中央合同庁舎第 2 号館第 1 特別会議室及び Web 会議

(出席者)

＜独立行政法人評価制度委員会 会計基準等部会＞

長村彌角座長、佐藤綾子委員、野崎邦夫委員、秋山修一郎臨時委員、
黒木淳臨時委員、水口啓子臨時委員

＜財政制度等審議会 財政制度分科会 法制・公会計部会＞

黒川行治座長代理、大塚成男臨時委員、金子靖臨時委員、関根愛子臨時委員、
山内暁臨時委員

(議 事) 1 「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」の改訂案
に係る検討

2 令和 5 事業年度の事業報告書について

1. 開会

2. 「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」の改訂案に係る検討

- 事務局から、資料 1「独法会計基準改訂に関する検討事項」、資料 2「独立行政法人会計基準の改訂について (案)」、資料 3「「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」の改訂案」及び資料 4「「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」の改訂案の新旧対照表」に沿った説明がなされた後、構成員から以下のとおり意見があった。

(1) 「独立行政法人会計基準の改訂について (案)」前文

- ・ 資料 2「独立行政法人会計基準の改訂について (案)」の前文において、独立行政法人会計を今後考えていくに当たり、単純に企業会計との一致を考えるわけではないという方針が出されている。これはかなり意味のあることである。企業会計と対立するということではなく、そのような誤解を招かないようにする必要はあるが、企業会計と独立行政法人会計は必ずしも同じではないという点を今後の考え方の基礎に置くことを確認したことは重要だと思う。
- ・ 資料 2「独立行政法人会計基準の改訂について (案)」の前文の最後のところで、今後の課題を明確化したことは、非常に有用だと思う。
- ・ 一方で、今後独立行政法人会計基準の改訂が必要となる場合に備えて、その前の段階で、独立行政法人制度の特性を踏まえつつ、会計基準の在り方について検討、議論する場があれば、いざというときに機動的に動けると思うので、そうい

った機会を設けることについても検討いただきたい。

- ・ 資料 2 「独立行政法人会計基準の改訂について（案）」の前文については、非常に丁寧に書き込まれている。政府会計に係る企業会計との違いをしっかりと書き込んだという意味で、非常に意義がある、また、独立行政法人制度が始まった平成 13 年（2000 年）以降の潮流をしっかりと受け継いでいるものだと読みとった。
- ・ その中で非常に重要なのは、前文の 2 ページ目の 1 パラグラフ目、「通則法第 44 条に規定される利益を算定するための独立行政法人の損益計算においては、以上のような損益均衡の考え方に基づく計算が採用されており、その上で、独立行政法人の損益計算書は、「インセンティブを与える仕組みに基づく独立行政法人の経営努力を反映する利益情報」を提供する計算書でもある」（独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針（平成 29 年 9 月 1 日独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会、財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会）と位置付けられている」という箇所である。初めて触れる方々を含め、代々この認識が受け継がれるようにしっかりと強調すべき点だと考えるので、総務省のホームページで行う情報提供の中でも触れてほしい。また、情報提供において触れる順番についても、ぜひこの点を最初の方でしっかりとおさえた上で説明していただくと、より多くの方々の理解を促すものになると思う。
- ・ 資料 2 「独立行政法人会計基準の改訂について」の前文の内容について、企業会計と独立行政法人会計は必ずしも一致しないという中で、一步踏み込むような形で記載していることについて、全般的に賛成する。
- ・ その上で、資料 2 の前文には記載されていないものの、企業会計が変わっていき、損益均衡から離れていく中で、今までそれを苦勞して調整してきたものの調整しづらいところがあった、と理解している。
- ・ 資料 2 「独立行政法人会計基準の改訂について」の前文について、世の中が変わってきた中で、ということを書いているが、その内容については、総務省ホームページに掲載する基本情報としてもしっかりと掲載してほしい。その際、前文そのものだけではやや難しいと考えられるため、訳や図表などを用いて分かりやすく伝わるような工夫を行ってほしい。
- ・ 事務局においては、今後、企業会計に改訂が生じた際には、独立行政法人としてはどうなのか、これまでの独立行政法人会計基準についても、これでよかったのかという観点からしっかりと確認してほしい。
- ・ 事務局案には賛成。資料 2 「独立行政法人会計基準の改訂について（案）」の

前文について、独法の会計は収益・費用アプローチに基づいて行われているけれども、資産負債アプローチにも配慮していくという文章が非常に大事ではないか。今回この点が具体化されたのが、まさにリース会計だと思う。今回導入するリース基準が、将来リスクを回避するという主旨であるとする、企業会計上はB／S中心の議論となり、B／Sにファイナンス・リース分を負債計上するということになるが、独法の会計については、P／Lの費用の損益均衡にも配慮されているということで、「今後の課題について」に記載されている考え方が反映されている、非常にうまく入っていると感じている。

- ・ 資料1（別紙3）の総務省ホームページに掲載する情報について、インセンティブの活用状況が非常に重要だと思う。経営努力認定制度の活用状況や、法人の運営状況、P／Lの情報などを集めて開示するとか、何かしら進捗や実態がわかるような形で開示していくとよいのではないかと（できる、できないといったフィージビリティはあるとは思いますが）。実態が分からない中で経営努力認定制度だけを解説したとしても、理解が進むかどうか懸念があるので、可能性を含めて検討いただきたい。
- ・ 資料2「独立行政法人会計基準の改訂について（案）」の前文は、企業会計の考え方をベースにはするけれど、損益均衡という独法の固有の目的に沿った形でやっていくという意志、考え方が書かれておりとてもよいと思う。特に、「4 今後の課題について」が非常に大事なポイントだと思う。「今後の検討に当たっては、企業会計基準に改訂が生じた場合であっても」のところにある「であっても」という言葉が非常に強い意志になっている。企業会計基準に改訂が生じた場合であっても、基本的にそれを鵜呑みにはしない、そのまま受け入れるわけではない、そういった意志が感じられる。
- ・ 「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」の第1章は「一般原則」、その第1.は「真実性の原則」から始まっている。そして、その後十何回と改訂が行われてきている。この会計基準が作られた当時は、企業会計は収益・費用アプローチだと、まだそのような観点があって、この会計基準もそのような日本の伝統的な原則から始まっている。要するに、我々が一番はじめに独法の会計基準を作ったときは、収益・費用アプローチが念頭にあった時代だった。
- ・ ところが現在では、国際会計基準でも、米国会計基準でも、「有用性」、つまり投資に役立つ情報、こういったものが概念フレームワークのトップにきている。企業会計の方はファイナンス理論や金融資本主義の影響があって、それに合うような形になってきた。また、「投資家」というときに、一般投資家というよりも機関投資家を念頭に置いて、そういった人達意思決定に役立つ情報が念頭

に置かれるようになってきた。それから、企業の評価方法も全く革新的なものになってきた。こういった中で、必然的に資産・負債アプローチ、あるいは公正価値評価といったものが出てきたように思う。

- ・ 一方で、独法の方は依然として「一般原則」、「真実性の原則」からきている。ここがポイントで、企業会計はどんどん変わったが、独法は依然として政府の中の一部だった。この乖離がどんどん生じていったのではないか。したがって、企業会計自体が、独法が存在するものとはどんどん離れていく状況になっているという認識が大事ではないか、それを我々は感じ取った、それでこういう前文になったのではないかと思う。
- ・ いまの「一般原則」は、これはこれで美しいと思うが、もし仮に「企業会計がどんどん変わったから、それに応じて独法については独法としての会計の在り方を考える」ということになれば、まず「一般原則」のところから見直さないといけなくなる、こういう点もあり得るのだろう。
- ・ もう一つ、収益・費用アプローチは、その仕組み自体に利益平準化が組み込まれていると思っている。なるべく収益を平準化する、収益に対して費用を対応させるという、収益と費用のマッチングというのが一番重要な原則の一つなのだが、それ自体に利益平準化思考が組み込まれていた。したがって、企業会計の方が収益・費用アプローチであったとするならば、企業会計自体に利益平準化が組み込まれていたとするならば、もともとは企業会計基準の方が独法の損益均衡と親和性があつたのだと思う。
- ・ そうだとすると、独法の損益均衡といったものは、企業会計と近いものにしておいたとしても親和性があつた可能性がある。しかし、企業会計の方がどんどん変わっていった。特に国際会計を導入した際は、収益・費用アプローチの利益平準化が一番よくないと、利益平準化自体が企業の業績をきちんと示していないと、そのような議論もあつたほどであり、企業会計の方がどんどん変わっていき、収益・費用アプローチに対して違うとなった。もともと独法を作った頃には、「企業会計を基にして」という考えがあり、今よりは親和性がもっともつとあつたが、今はそうではなくなっている、そのように感じている。

(2)「資産見返負債」の名称変更等

- ・ 「見返」から「繰延」への名称変更については、すっきりして、企業会計の視点から見ると非常に分かりやすい。一方で、現場で実務に携わってきた方の中には、ぴんと来ない人がいる可能性も考えられるので、現場の方々への説明をしっかりと行ってほしい。

(3) 前払年金費用計上時の損益均衡の確保

- ・ 資料 1（別紙 1）「前払年金費用に係る損益均衡を図る処理」については、仕訳が少し複雑になったとも思うものの、伝わりやすいように工夫して考えられておりよいと思う。
- ・ 資料 1（別紙 1）「前払年金費用に係る損益均衡を図る処理」の 3 枚目、財務諸表がどうなるかというところを見ると、段階 3 の損益計算書を見ると、結局、今回の処理では退職給付費用が取り消されるので、それに対応して収益も取り消すというように解釈してよい。そうであれば、今回の処理は退職給付費用が取り消されるので、それに対応して収益も取り消す、つまり、段階 3 で収益のマイナス分だけが残るということはない、利益が減ってしまうということはないという理解でよい（事務局より、「そのとおりであり、費用の取り消しと、収益の取り消しが、必ず相殺される形となる」旨を回答）。

(4) 非上場会社の新株予約権に係る会計処理

- ・ 資料 1（別紙 5）「無償で取得した非上場会社の新株予約権に係る会計処理」における新株予約権の会計処理について、「独立行政法人であるから例外的処理を認める」という趣旨の事柄を独立行政法人会計基準に記載することについて疑問を有していた。このため、本件を Q & A で示すという対応について大賛成。
- ・ 資料 1（別紙 5）「無償で取得した非上場会社の新株予約権に係る会計処理」について、注記を拡充する（科技イノベーション活性化法に基づく支援の際に取得した非上場会社の新株予約権について、新株予約権の取得の要因となった法人発スタートアップに対する支援の実績を注記する）点は非常によい。
- ・ 無償で取得した非上場会社の新株予約権に係る会計処理について、Q & A の方で対応するというのは、その方がいいと思うし、資料に書いてある考え方も非常にリーズナブルだと思う。一方で、時価評価をした場合の評価の相手科目が B / S 項目だけでよいのかとか、それが売却されたときの売却益の取扱いはおそらく自己収入になると思うけれども、それを認識するのが評価した時なのか売却したときなのかといった点については、多少疑問があるかもしれないので、こういった点への対応もお願いしたい（事務局より、「新株予約権は「其他有価証券」としてその評価益が資本直入され、評価段階では損益が生じず、売却して実現した際に損益が認識される。売却により利益が生じた場合は自己収入として取り扱われる」旨を回答）。

- 「独立行政法人会計基準の改訂について（案）」及び「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」の改訂案」の最終的な文案については、座長一任とされた。また、事務局においてパブリック・コメント及び各府省等への意見照会を行うこととなった。

3. 令和5事業年度の事業報告書について

- 事務局から、資料5「標準的な様式」改訂（令和5年12月）後の事業報告書（令和5年度決算）の作成状況」に沿った説明がなされた後、構成員から以下のとおり意見があった。
- ・ 中期計画や年間計画を変更した場合に開示していただくとか、職員の状況、業務運営上の課題、リスク、対応策といった情報を開示していただくことが、独法が求められる役割をどのように果たしていくのか、またその蓋然性について判断する重要な情報たりうると考える。具体的に数字、情報を示していただければ、知り得る外部環境の様々な情報と照らし合わせて、それが実現可能かどうかなど判断をすることができる。職員にやる気になってもらい、どうやって結果を出し得るかといった人的資源については、JICAの場合、JICAならではの特性のある指標を選ばれているが、この指標と、男女にかかわらず、職員のやる気とが対応するとしたら、いい切り口になる指標が並んでいると思う。運営上の課題・リスクと対応策については、どういうリスクがあり、どういう対処をとり得るかという独法における頭の整理の事例を示していただいており、理解が進む、有用な情報だと思う。
- ・ 企業会計においては、記述情報の開示の好事例集といったものがとりまとめられており、ステークホルダーに浸透してきている。財務情報の利用者が、より質の高い有用な情報を得られやすい環境の整備に役立っており、独法についても、有益と思われるものを蓄積して、評価できる点のある程度とりまとめて、独法に認識していただくような環境の整備がなされていくとよいと思う。
- ・ 事細かに「こういう風にしなければいけない」などと決めずに、各法人が自分の特徴を一番出せる方法をきちんと示すことがとても重要だと思う。そのためには、この場での議論に加えて、何らかの形で比較したりしたものをまとめて出すということを考えていただきたい。そうすることで、事業報告書の改善に役立てられると思う。
- ・ 記載が十分ではない項目については、法人によってそれなりの理由があるのではないかと。「とにかく記載して」となると、形式的に記載する形になってしまうことも懸念されるので、記載できなかった理由を確認していただいて、ガイド

ンスの出し方なども工夫していただくとよいと思う。

- ・ 事業報告書の策定状況のモニタリングについては、引き続き一定の年数が経った段階で実施していただきたい。
- ・ 記載内容が十分ではない法人が多く見受けられた項目のうち、例えば職員の状況といった項目は、ファクトの整理だけなので、記載することがそれほど難しくもないように思われる。対応する時間がない、人手が足りないとか、何か対応できなかった理由がある場合は、今後も今の状況が続いていくと思うので、現時点で記載できていない理由も確認した上で対応していくとよいと思う。
- ・ 財務情報の利用者の観点に立ったときに、記載内容を充実させていくことは、重要な課題の一つ。一方で、記載がないことをどのように解釈するかについては、かなり慎重さが求められると思う。例えば、「持続的に適切なサービスを提供するための源泉」について、「伝えるべきものがない」と考えてよいのかどうか。また、「職員の状況」についても、記載がない以上は、問題があると認識していて敢えて記載していないという懸念も考えられるので、その点を慎重に確認いただいた方がよいと思う。また、リスクについては、記載がないことをもって「リスクがない」と判断してよいのか、それとも「重大なリスクがあるけれども記載できない」ということなのか、利用者が誤読する可能性があるので、法人の側においては、そういった側面も踏まえた上で判断いただきたいと思う。
- ・ 独法の場合は、持続可能性が極めて重要。独法であるからこそ持続可能性に関する記述をしっかりとしなければいけないということを、各独法の皆さんにしっかりと理解していただくことが重要。事業報告書の記載内容の充実を図っていく中で、木を見て森を見ずになってしまうことはまずいと思う。「独法は持続可能性が極めて重要であって、だからこそ、事業報告書が必要である」ということをまず大きな話として各独法に理解していただく、その取組をかなり強く進めていただく必要があるのではないかと考えている。
- ・ 事業報告書は、法人の活動実態を表すために、財務諸表の数字と同等以上に重要な情報開示。そういった意味で、「最低限これぐらい書いてほしい」ということが列挙されている中で、残念ながら記載がない法人が多々あるという状況。好事例を示して引っ張っていく方法もあると思うが、一方で、数もある程度限定されていて、なおかつ公的機関として活動されている組織体としては、「記載できない理由」も調査しつつ、記載できないところについては、何らかの指導を少

し強くしていただいた方がいいのかなと感じた。

4. 追記

- 本ワーキング・チーム開催後に実施したパブリック・コメント及び各府省等意見照会の結果を踏まえ、下記の事項について改訂案を修正することについて共同ワーキング・チーム委員から御了承をいただいている（追加資料「独法会計基準改訂に関する検討事項」を参照）。
 - ・ 「損益均衡に関する改訂事項の適用時期」に係る修正
 - ・ 改訂前文に記載している適用時期の明確化
 - ・ 「「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」新旧対照表」に係る修正

以上